唐丹の歴史いろいろ（二）

三陸町吉浜
木村正継

吉田大肝入文書内容紹介

吉田大肝入文書には実際にどんなことが書かれているか唐丹関連分の内容を紙面の許す限りご紹介したいと思います。

六十壱　大屋形様御卒去ニ付、普請・鳴物等相留められ候事。

※大屋形様＝前仙台藩主ここでは、一七四三年に隠居した五代吉村（七十二歳）のこと。

七　拾　御曹司様始て御見仰せあげられる御祝儀之赦（ゆるし）相行われ候間、御分領中侍凡下先年御仕置仰せ付けられ候者共、罪之軽重ニよらず赦し願い申し上げ候らわば、御吟味成し置かれべき由のこと。

※御曹司様＝一七四三年（ね）ノ年迄休釜願いの上御下知候事。

※須水釜と呼ばれる塩煮釜での製塩を五年間休む件。

※子（ね）ノ年＝ここでは、一七五六年のこと。

八拾四番　飯田能登様御奥方並びに家来日塔喜右衛門江相尋ね候ため御町同心衆御郡方へ相廻され候処、宜しく相はまり手伝い骨折り日々遊び暮らす饅様に見向きもされない奥方に家来の日塔喜右衛門が同情し、それが恋に発展、不義密通の上、露見すると主人飯田能登を殺して釜石まで逃亡し捕まって仙台に連行処刑された事件。小国村（現川井村）で捕まった説もある。

九拾三番　唐丹村ニ而鯛塩辛並びに干鯛成し置かれる吉田家文書第二集抜粋

文政四年（一八二一年）

四番　唐丹村肝入・御判肝入・御塩問屋ニ、周作仰せ渡され候事。

廿二　唐丹村御境横目様同村徒者締り役御境御検分之節、召し仕られ候由仰せ渡され相伺い候処、成し難き段、御代官様より仰せ渡され候事。

廿五　唐丹村船宿、市兵衛に仰せ渡る御下知の事。

廿六　諸船へ舟主名前板札打付置候様仰せ渡され候事。

参拾壱　吉浜村ニ盗賊、旅宿持ち道具捨て置き逃げ去り、右道具御評定所へ相調べ候仰せ渡され候事

三十五　唐丹村周作義、御払米取扱人に仰せ渡され候事。

四拾三　唐丹村漁師夫喰、五月より九月迄年々御払米拝借成し下さる御下知之事。

……続く。

こんな風に、気仙二十四ヶ村の出来事を凝縮して表記したものが頭書です。

吉田大肝入文書第二集抜粋

文政四年（一八二一年）

四番　唐丹村肝入・御判肝入・御塩問屋ニ、周作仰せ渡され候事。

廿二　唐丹村御境横目様同村徒者締り役御境御検分之節、召し仕られ候由仰せ渡され相伺い候処、成し難き段、御代官様より仰せ渡され候事。

廿五　唐丹村船宿、市兵衛に仰せ渡る御下知の事。

廿六　諸船へ舟主名前板札打付置候様仰せ渡され候事。

参拾壱　吉浜村ニ盗賊、旅宿持ち道具捨て置き逃げ去り、右道具御評定所へ相調べ候仰せ渡され候事

三十五　唐丹村周作義、御払米取扱人に仰せ渡され候事。

四拾三　唐丹村漁師夫喰、五月より九月迄年々御払米拝借成し下さる御下知之事。

……続く。

こんな風に、気仙二十四ヶ村の出来事を凝縮して表記したものが頭書です。

六代藩主になった宗村の世子、聰次郎祝村（この当時の名前・後の七代藩主斉村）のこと。

七十四　唐丹村御境目御石改方舟手取次御手代、同村忠兵衛仰せ渡さる御下知写しの事。

七十六　唐丹村小白浜須水釜、当申（さる）ノ年より子ニ付、気仙郡中遣捨り（やったり）御人足召し仕られ候御事。

※飯田能登様奥方＝お節五代藩主伊達吉村の隠し子と噂される人物。この事件は、「飯田口説き」とか「女川口説き」と呼ばれる芸能になっている。

「口説き」とは、詠う如く語る」或いは、「語るが如く詠う」芸能です。

※遣捨り（やったり）御人足＝（つかいすてにんそく・やっちょうにんそく）等とも呼ばれ正規の夫役のほかに、郡村において臨時に使役される人足。（仙台藩歴史用語辞典）